

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成27年3月11日認可した。

平成27年3月20日

香川県知事 浜田惠造

土地改良区分名	土地改良事業名
観音寺市一ノ谷池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）石之経地区
観音寺市高室土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）常森地区
観音寺市常磐土地改良区	単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）出作9号地区